

平成15年度  
東京都生活衛生審議会  
議 事 録

平成15年11月21日(金)  
都庁第一本庁舎33階N2会議室

## 【次 第】

- 1 開会 (環境衛生課長)
- 2 挨拶 (健康局技監)
- 3 審議会設置趣旨説明 (環境衛生課長)
- 4 委員紹介 ( " )
- 5 審議 (会 長)
- 6 閉会 (環境衛生課長)

## 当日出席者

### 委員

#### 学識経験者

池田 耕一	国立保健医療科学院建築衛生部長
佐藤 泉	弁護士
関 哲夫	弁護士
小林 正則	東京都議会議員
谷村 孝彦	東京都議会議員
三原 將嗣	東京都議会議員
山加 朱美	東京都議会議員

#### 利用者代表

浅井 康男	東京都生活協同組合連合会会長
野 啓子	大田区消費者団体連絡協議会代表

#### 営業者代表

石原 悟	社団法人日本フィットネス産業協会会長
眞保 徳義	東京都興行生活衛生同業組合常務理事
田村 金一郎	社団法人東京都環境衛生協会会長

## 事務局

東京都健康局技監	長岡 常雄
東京都健康局地域保健部参事（地域保健推進担当）	小松 博久
東京都健康局地域保健部保健政策課長	中原 秋男
東京都健康局地域保健部環境衛生課長	篠田 林歌
東京都健康局地域保健部環境水道課長	仁科 彰則

(午後14時04分開会)

篠田課長 ただいまから、平成15年度東京都生活衛生審議会を開催いたします。

委員の先生方におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本審議会は、平成13年度に設置されまして、会長に関先生、会長代行に佐藤先生を選任いただいているところでございます。後ほど議事進行に関先生をお願いする予定ですが、それまでの間、私、環境衛生課長の篠田が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、会議に先立ちまして、定数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都生活衛生審議会条例によりまして、委員の過半数の出席によって成立することになっております。本審議会の委員数は13名、現在の出席者は12名で定数に達しておりますのでご報告申し上げます。

なお、この会議につきましては、東京都情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱によりまして、資料・議事録をインターネット等で公開することとなっておりますので、予めご了承いただきたいと存じます。

それでは、開会に当たり、長岡健康局技監よりご挨拶申し上げます。

長岡技監 健康局技監の長岡でございます。委員の先生方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、日ごろから、東京都の生活衛生行政につきましては大変なご指導をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、委員の先生方もご案内のことと思いますが、生活衛生関連業界におきましては様々な新しい試みがなされてきておりまして、それによりまして、従来では考えられない問題も発生してきております。このため、生活衛生の分野におきましても、時代のニーズに即応した積極的な行政的対応が強く求められているところでございます。

そのような状況を踏まえまして、本日は2案件について諮問をさせていただきます。

1件目は、「興行場の構造設備及び衛生措置の基準等について」でございます。本件は、興行を行う場の施設形態の多様化に伴いまして、興行場における構造設備及び衛生措置の基準等についてご審議をいただくものでございます。

2件目は、「プール等の構造設備及び衛生措置の基準等について」でございます。本件は、プール等のレジオネラ属菌による汚染の危険性が指摘されているとともに、プール熱の発生が増加していることから、プール等における構造設備及び衛生措置の基準等につい

てご審議をいただくものでございます。

委員の皆様方におかれましては、各専門の様々なお立場から、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

篠田課長

今回の審議会に先立ちまして、一部の委員の方々に変更がございました。新委員の皆様には、本来であればお一人ずつ委嘱状をお渡しするところですが、時間の関係もありますので、委嘱状は、皆様の机の上の封筒の中に予め入れさせていただいております。後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、本年度最初の会議でもございますので、東京都生活衛生審議会条例に基づきまして、生活衛生審議会の設置の趣旨、審議事項等につきまして簡単にご説明いたします。

この審議会の審議事項につきましては、次第の2ページをお開きいただきますと、審議会条例が記載されております。東京都生活衛生審議会は、理容業、美容業及びクリーニング業など、都民の生活に密着した生活衛生営業につきまして、料金あるいは営業方法、そうしたものに制限を課する適正化の規程、それから、衛生上必要な措置の基準、さらには、営業許可に係る条件等に関する審議を行うために設置されている知事の諮問機関という位置付けになっております。

この組織は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条に基づきまして、都道府県に必置となっている組織でございます。また、広く都民生活にかかわる様々な事項と営業に関する必要な措置の基準、営業許可にかかわる条件、こうしたものを審議いただく組織でございます。

審議会の委員は20名以内となっております。生活衛生関係事業者の意見を代表する者、利用者または消費者の意見を代表する者が同数参加する形の審議会でございます。また、委員の任期は2年で、知事から委嘱を受けてこの審議に参加いただくという組織でもございます。

続きまして、本審議会の委員及び事務局職員をご紹介させていただきます。次第の1ページをご覧くださいと思います。

#### 【委員及び事務局職員を紹介】

それでは、これからの議事につきましては関会長に議事の進行をお願いいたします。

関会長 関でございます。本日は、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

早速、議事の内容に入ってまいります。

今回の諮問事項は2点ございます。それぞれ、懸案事項とそれに対する考え方から構成されております。本日の審議会は、委員の先生方から、これらの考え方に対するご意見をいただく形をとらせていただきたいと思います。

まず、第1の諮問事項につきまして、事務局から説明願います。

篠田課長 それでは、説明をさせていただきます。資料の4ページをお開きください。

第1の諮問事項としまして、「興行場の構造設備及び衛生措置の基準等について」でございます。

近年、映画館や演劇場などの興行場では、施設形態の多様化が進むとともに、各施設において、喫煙率の減少や健康に対する配慮から、全館禁煙または分煙を志向する傾向が強まっている。また、現代社会における都民生活の実態や都民ニーズに対応するため、営業時間の制限の見直しが求められている。これらの状況を踏まえ、興行場の構造設備及び衛生措置の基準等について諮問する。以上が諮問事項1でございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。諮問事項1のご意見をいただきたい内容につきまして説明をさせていただきます。まず、1「背景」でございます。ただいま申し上げた諮問理由と重複する部分がございますが、改めてご説明いたします。

近年、映画館や劇場などの興行場では、鑑賞のしやすさや臨場感、舞台との一体感など、観客重視の設計を多く取り入れた施設形態の多様化が進んでおります。また、各施設におきましては、喫煙率の減少、健康に対する配慮から、全館禁煙または分煙を志向する施設も増えてきております。都が行った喫煙率の調査を見ますと、昭和59年の調査では、男女あわせて喫煙率は40%でしたが、平成14年度の数値では25%程度になっております。今回、基準を見直すに当たって、施設に対して行いました禁煙の調査におきましても、都内には約704の興行場があるわけですが、そのうちの14%に当たる94の施設で、今後、全館禁煙を検討しているということでございます。これらの状況から、施設の構造、設備基準の見直し等が求められているところでございます。

さらに、現代社会における都市生活の実態、あるいは、都民ニーズに対応するために、営業時間の制限の撤廃など、衛生措置基準の見直しが、都民の方々あるいは業界からも求められているところでございます。

また、営業時間の制限を条例で規定している県は、今日、東京都と九州の宮崎県のみであるという実情もございます。

こうした背景によりまして、興行場についての基準のあり方を本日はご審議いただくわけですが、現行の興行場の規定は、資料5ページ中、四角い枠で囲った「興行場関係法令のしくみ」に書いてございます。興行場の衛生措置の基準について、東京都では、興行場法に基づきまして条例で定めております。この条例は区部にも適用されるものでございます。条例においては、設置場所、換気設備、照明などの基準を定めており、今回ご審議いただく便所の構造、喫煙所の構造、営業時間等もこの中で規定されております。

これらについて事務局の考え方を説明いたします。構造設備に関する事項ですので、図を用いて説明させていただきます。6ページ「参考資料1」をご覧ください。便所の設置場所の緩和についてでございます。現行の条例の規定ですと、フロアごとに便所を設置することが義務付けられておりますが、最近の劇場や映画館では、臨場感や舞台との一体感を高めるために、図のように、客席に傾斜をつけた、スタジアム式の、フロアを設けない建物構造も増えてきております。

こうした場合、客席で見ると一つのフロアのように、出入り口もフロアごとには設けていないという実態があります。ただ、建築基準法上は、一応3階建ての形になっております。ですから、この図で見ていただくとわかるのですが、例えば、3階に客席はあるのですが、ここには出入り口がございません。したがって、現行の規定ではここにもトイレを設けなければいけません。興行場というのは、休憩時間にトイレの利用が集中するということもございますので、出入り口のない3階にトイレを設けるよりも、2階部分に、条例で決まっているトイレの数を多く設けて、それで利便を図るようにはどうかという提案でございます。

もちろん、設備構造面で便所まで遠いとか、あるいは、客の動線上問題があるとか、そういった場合にはすべきではないと考えております。

次に、喫煙所の関係でございます。初めに、「全館禁煙の場合は、その表示と利用者への周知により喫煙所を設けなくてもよい」としてはどうかという提案でございます。現行の規定ですと、興行場に必ず喫煙所を設置しなければならないことになっております。しかし、冒頭にも申し上げましたとおり、興行場の施設においても全館禁煙にしたいといった施設側の要望が多くございます。その中で、表示などによりまして利用者の禁煙が徹底できれば、無用の禁煙場所を設置する必要はないのではないかということが事務局の考え方でございます。

次に、同じ禁煙の関係ですけれども、「喫煙所の各階ごとの設置義務及び合計床面積

(観覧場の1/20以上)の確保義務を撤廃」を提案するものでございます。現行の規定では、今申し上げましたとおり、喫煙所を確保することが必要ですけれども、先ほどの便所の設置の場合と同様の考えで、必ず各フロアに、こういった喫煙所を設置する必要はないのではないかと。さらには、現在、喫煙率が低下しておりますし、タバコによる健康被害も問題となる中で、喫煙場所を分散設置して広い面積を確保するよりは、むしろ1カ所に集中して設けたほうがいいのでは、というのが事務局の考え方でございます。

3番といたしまして、「観覧場ではなく、ロビーなど喫煙所以外にも煙が侵入しない構造」ということですが、現状では仕切りがないために、タバコの煙が、ロビーなどに漂う状況にある興行場もございます。そうしたことから、観覧場内、ロビーにまで煙が行かないような構造にしてはどうかということが今回の提案理由でございます。

最後に、営業時間と休憩時間の規制につきまして、撤廃してはどうかという提案でございます。現行ですと、午前8時から午後10時までしか営業ができません。仮に、この営業時間外で営業をする場合には保健所に届出をすることになっております。また、映画などを続けて上映する場合には、お客様の健康管理という面から、従来、2時間半ごとに5分以上の休憩時間を設けるという規定がございます。ところが、この規定につきましても、最近は大作も増えておりまして、途中で時間を切らないで上映させてほしい、あるいは、お客様からも、続けて見せてほしいという要望もございますので、この部分については規定を撤廃したいということを提案するものでございます。

以上、興行場の構造設備あるいは衛生設備の基準につきまして、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

関会長 ただいまの説明につきまして、委員の方からのご質問、ご意見をお願いいたします。

野委員 トイレの件ですが、3階になくすることはいいと思いますが、ないということをごきちんとして周知してあげないと、利用者側のいろいろな事情もあると思うので、その辺、施設のほうでも配慮すると思いますが、今まではあったようなところが変わってくると、利用者も混乱するかなと思うので、その辺は丁寧にしていただければと思います。

篠田課長 この改正につきましては、既存の建物には適用いたしませんので、今後、新築とかリニューアルとか、そうした場合に適用してもいい基準として考えておりますので、今までの建物につきましては、従来どおりになります。今後施設を作るときは、サインとかそういったものにつきましては、十分指導したいと考えております。

関会長 ほかにございませんか。

小林委員 営業時間の制限の撤廃の点ですけれども、ということは、24時間フルタイムで営業されることも可能だと理解してよろしいですか。

篠田課長 可能となる予定でございます。自由化ということでございます。

小林委員 私のところは多摩地区で、住宅都市です。今、例えば量販店などが開店して、夜中の2時、3時までやるといったことで、お店の設置そのものに反対というよりは、深夜まで営業が及ぶと、そこへ若い人たちが車で乗り着けて、深夜であるにもかかわらず大声で騒ぐとか、場所によっては営業時間でもめるケースが非常に多い。

興行場がそういう場所に設置されたときの対応として、今でも、量販店等の場合は、反対する人たちは建築基準法で規制するような運動をしております。現在の施設は、比較的小規模化しているので、構造上は建てやすくなっているのですけれども、営業時間がフリーになったときに、仮に住宅街にできるというような話が出てきた場合、例えば地元が反対した場合に歯止めになっていくものがないと、民の当事者間で話し合えということになるのでしょうか。その辺、過ぎた心配なのかもしれませんけれどもいかがでしょうか。

篠田課長 私どものほうは、興行場条例で対応しておりますので、他法令で言いますと、風俗営業法、青少年育成条例、そうした法令のほうで対応する関係になっておりますので、そちらで取り締まることになろうかと思えます。

小林委員 青少年育成条例で十分、その周辺の人たちの声を聞く、制度上はそういう意見を反映させるものがあるわけですね。

篠田課長 私どもの興行場条例は、建物内部の施設基準、運営といいますか、トイレが幾つとか、そういったものの最低の基準を定めておりますので、その部分につきましては、今回の改正で、もちろん所管部局とは相談をしましたが、そちらのほうできちんと対応するという回答を得ております。

小林委員 結構です。

関会長 ほかに何かございますか。

池田委員 喫煙所のことに関してですけれども、全館禁煙の場合、それは大変結構なことだと思うのですが、問題なのは、全館禁煙ではなく分煙をやっているところの喫煙所に、換気設備ではなくて、いわゆる空気清浄機と呼ばれるものしか置いてないケースがよくあります。その場合、タバコの煙には数千種類の汚染物質があって、その中で空気清浄機で処理ができるのは半分にも満たない。粉塵成分だけで、ガス成分は処理されないままにな

ってしまいますので。例えば、換気設備を義務付けて、その場合、予想されるタバコの本数に関して、1本当たりどれくらいの換気量を担保しろとか、そういう条例をつくっていただくわけにはいかないのでしょうか。

篠田課長 今考えておりますのは、6ページの図を見ていただければわかるのですが、これまで、換気扇だけで、その吸い込みがうまくいかずにロビーまで流れたということがございますので、今度は、そこに専用の吸い込み式の分煙機のようなものを付けまして、換気扇で外へ出すものと分煙機で吸い取るものと、あるいは、周りをパーテーションで囲むとか、そういう設備構造にきなさいという形のもので、タバコ1本当たりのことにつきましては、今現在、特に調べたということはありません。

池田委員 むしろ、当たり前の話で、外へ煙が漏れていくということはあってはいけないことなので、きちり排気しないと意味がないと思います。そのためには、やはり排気量ということで量的な規制をかけたほうがはっきりするのではないかと思います。このままですと、小さな換気扇を形だけ付けておけば、それでよしとなってしまう。それを運転するのかもしれないかもはっきりしないということになれば、意味がない。

いわゆる建築基準法みたいに、建物が建つまでの話であればそれでもいいかもしれませんが、やはり管理のことまで考えた場合、その換気設備がきちり運転されて、しかも量も担保されているというものでないと、ちょっと具合が悪いのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局 今、池田委員のご質問の中で、従来から、興行場の条例の中で、専用の換気設備を設けることという規定がございまして、従来は単独の換気設備だけで排気していたのですけれども、それですと、どうしても周りにやや漏れる可能性があるものですから、そこに分煙機なりパーテーションを設けて、できるだけ外に出ないように、そして、中にあるものはできるだけ換気扇で排出するようにという措置を今回は考えているということでございます。

どれくらいの能力かということにつきましては、実際の申請許可等に当たりましては、面積とかいろいろなものに合わせての設計上の考え方で行くことになるかと考えております。

池田委員 建築基準法の確認申請の際に、例えばファンの能力のチェックとかはするということですか。

事務局 これは建築確認ではありません。興行場の許可申請につきましては、保健所で

許可を行います。そのときに、図面等を持ってきてもらって指導いたしますので、その際、「適切な換気」ということも含めて指導することになります。

関会長 許可基準ということですね。

事務局 はい、換気設備の設置については許可基準になります。

関会長 その場合、私は不勉強なので教えていただきたいのですが、建築基準法などですと、建築確認ということがあって、一つの基準がありますね。それに違反すると、罰則とか是正措置命令で担保されていますが、ここではどうなっていますか。

事務局 許可基準ですので、当然、許可をするに当たって、そういう設備がなければ許可できない形になります。それから、許可して営業を始めてからは、保健所等の立入り検査等があります。そのときに許可基準を守っていなかったということがありましたら、改善指導をしていき、なおかつその指導に従わない場合には、文書による改善指導、次に営業停止という形で行政処分をやっていくことになります。

関会長 そうすると、指導だけしかないわけですね。

事務局 行政指導や行政処分を行うということになります。

関会長 かなり緩やかですよ。

許可の取消しなどもありますか。

事務局 許可の取消し処分もあります。

関会長 だけど、是正措置命令とか罰則ということでは担保されていないんですね。

事務局 命令に従わない場合には、罰則があります。

関会長 営業に関して罰則もあるわけですか。

事務局 はい。行政処分に従わない場合には罰則規定がございます。

関会長 この基準に従わないと行政処分をして、さらにそれに従わない場合には罰則と。実効性がちゃんと担保されているようですね。

何かほかにもございますか。

三原委員 今、小林委員から質問が出たのですが、それでいいのかなという気がしましたので、後戻りしてすみません。

営業時間が午前8時から午後10時までの制限を撤廃するというのは、規制緩和の時代ですから、いいのかなとは思いますが、最近、横浜市で、夜、子どもさんが出歩いたら親に罰則を科すという条例を作ろうかと言っているようなご時世ですが、夜中に、音楽演奏みたいなことを営業でやっていけば、未成年者はどうしても出て行きたがる。

だから、親に、子どもを出すな、出せば親に罰則を課すというのは、親から見れば、夜中にそんなところが営業しているから行くのではないか、あっちを営業させるなよという意見が出たときに耐えられるのかという問題がありますね。

今でも、事前のご説明だと、夜中の営業は届け出れば許可しているそうで、未成年者は入ってはいけないという札が掛けてあったりするそうですから、そういう意味で、青少年育成条例や何かとの整合はあるのですが、現場で言えば、夜中に子どもさんが出てはいけないような条例を東京都も作ろうということに踏み出していったりした場合、親の責任も問われますけれども、夜中の2時、3時まで音楽会とか映画上映をされていていいのだろうかという問題が当然出てくると思います。確かに、規制緩和の時代で、休憩時間まで規制する必要は全くないと思いますけれども、営業時間というのは、ある程度、こういう規則というか、条例の中でもコントロールできるようにしておいたほうがいいのではないかとこの気がしたものですから。

いみじくも小林委員からお話がありましたが、たまたまそういう大きな劇場や何かだと、中は密閉されていていいのですが、周辺に人が多くたむろするとか、車がいっぱい来るとか、関連したことが起きてくるわけです。施設の中は18歳未満入場禁止ですから、問題ありませんと言われても、周りに対するコントロールは効きませんから。そうすると、夜中の2時、3時までやらなくてもいいのではないかとこの気もしますので、この条例で果たしてそう簡単に営業時間の規制の撤廃を行っていいのかなという感じがします。

田村委員 先ほどちょっと説明を受けたのですが、そういう場合の条例はまた別にあるんですよね。

篠田課長 はい。

田村委員 そういうものがはっきりしていればいいのではないかと思います。全くなくて放りっぱなしでは大変だと思いますけど。

関会長 では、まとめて教えてください。

篠田課長 東京都では、いわゆる緊急提言として、「子どもを犯罪に巻き込まないための方策」というものを今行っておりますが、私どもの興行場条例は、子どもに限らず大人も含めた話ですので、直接には関係しないこととなります。

ですから、子どもの深夜外出については、先ほど申し上げました青少年育成条例できちんと定めて、そちらから指導しているという実態がございますので、その部分につきましては、興行場の休憩時間、開館している時間制限の撤廃ということとは、直接的には結び

つかない形になろうかと思えます。

他の部局と話をしてみたのですが、法体系は別になっているので、そちらで対応するから大丈夫だという回答も得ております。

三原委員 ご説明の趣旨はわかります。わかるけど、実際に建物の中はそれでコントロールできることはわかりますが、社会現象としては、周辺も一緒に出てくるわけです。だから、その建物が営業していなければそういう事態は起きないということもあり得るわけですから、私は、ある程度、こういう条例上の対応能力を残しておいたほうがいいのかなという気がします。

青少年育成条例で対応することはわかります。それも一つの手段ですが、そういった問題が起きたときに、親は必ず言いますよ。うちの子どもが出したのが悪いというけど、あんなところで夜中に営業をさせている方がもっと悪いじゃないかと。そのときに、役所が世論に耐えられるかということです。我々議員が条例に賛成しなければいけないわけですが、そうなったら我々も耐えられません。

そこまで考えたときに、この条例は、休憩時間や喫煙所の規定は撤廃してもいいと思えますけど、果たしてこのままスツと、あまり議論なしで撤廃しましょうと言っていいのかという気がしました。

田村委員 今までは、この午前8時から午後10時までというのは、ちゃんと守られていたわけですか。

篠田課長 これまで、保健所に届出をしまして、それぞれの実情に応じて、いろいろな時間帯で営業をしているという実態がございます。

田村委員 保健所の許可を得てやっていたわけですか。

篠田課長 届出です。

田村委員 届出をすれば、許可がなくてもできたんですね。

篠田委員 はい、そうです。

野委員 私もそのことに触れたかったんですけども、今、建築のことでいろいろな紛争が起きてくるのも、こういう条例を盾にしていくことが多いんです。住民にすると、こっちに違う規制があると言われていても、業者とやりとりをして、自分たちが自分の街を選びたいのに、そういう緩和された規制で、闘わなければいけなくなるような現実がたくさんあるように思いますので、この条例の下のところでもいいですから、やはり地域の選択権みたいなものが入るようにしていただけないかと思えます。

繁華街では規制する必要はなくて、ある程度緩やかではいいと思いますが、それでもやはり、住宅に近いとか、そこに24時間灯りがついていると風紀が変わってくるという状況では、地域の住民が選択権を持てるような文言が入るということが、条例の中にあってはどうかと思います。その辺、いかがでしょうか。

篠田課長 先ほど申し上げましたとおり、生活文化局と話をしたときに、青少年条例では深夜にわたる営業が行われていることを前提としまして、その中で、深夜、青少年が立ち入らないように営業者に義務を課しているということですから、興行場の営業時間の制限がなくなっても、条例上は、いわゆる育成条例のほうで対応しますという答えを得ております。

野委員 施設面ではありません。その施設がある地域の環境が、それを受け入れられるかということがあると思うので、その地域が、それはふさわしくないと思い、そういう声を上げることにに対して業者はどういう対応をするかという地域の選択権。そういうものが条例の中に緩やかに入っていることが今求められているのではないかと思います。

関会長 その辺はなかなか難しい問題ですよ。結局、今の行政は、警察的な権限は縦割りになっていますから、興行場施設の取締り、青少年の取締り、みんな別々になっているんですね。法律自体がそういう建前になっていますよね。だから、その継ぎ目あたりになかなか苦労するところで、結局、行政指導みたいな形になるのでしょうか。

石原委員 用途地域みたいに、住居専用地域では時間制限を用いるけど、商業地区では撤廃するとか、そのような考え方はできないのでしょうか。

関会長 立法論としては、あるでしょうね。できるかできないかは別として。

野委員 商業地域でも、住宅に近いところもありますから、その辺でどういうことになるかなと思います。

関会長 用途地域みたいにピシャリと区切れれば別ですけど、人間の生活はかなり交わっていますからね。

谷村委員 用途地域だけでは、難しいところですね。

関会長 今の点は事務局にもよく考えていただきたいと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

浅井委員 私は少数意見かもしれないのですが、営業時間の制限というのは、時代の流れからいっても時代おくれの規制だと思っております。なぜなら、こういう娯楽・文化施設はともかく、今議論しているところですけども、通常のコンビニエンスストアでも24

時間営業を今はバンバンやっているわけです。子どもたちは、夜中を通じてパソコンでインターネットをやっている。こういう時代に入っています。

むしろ、ちゃんとした文化施設を、子どもたちが集まってきて、文化的なことを吸収する場にしたいほうがいいと、逆に思っています。そうでないと、家に閉じこもって、パソコンでやりとりして、そのことが子どもたちに、他の人間との接触を避けさせて、ひずんだ情報の吸収になってしまうということです。むしろ中身が問題であり、中身をどうするかというのは別の条例だと思っています。さきほどの青少年育成条例であるかもしれないし、あるいは、環境条例かもしれない。そういう幾つかの条例の総合的な運用になると思います。営業時間でそれを締めても無理だと思いますし、一方で、営業の自由に対する、あるいは、文化活動の自由に対する制限に入ってしまうわけです。そうすると、ものすごく難しい議論をしなければならないことになりますので、私は、施設問題の関連で営業時間を制限するというのは、言い過ぎですけれども、ちょっと時代錯誤と考えます。実際は、条例で規定しても守られないと思います。

だから、むしろ別の発想と別の条例あるいは基準をつくって、制限なり規制をすべきことがあると思います。つまり、事務局案に賛成だということですが、現実的に営業時間でやるということには無理がある。議論すると、皆さんから出ている関連の条例や部局も絡めて、青少年育成の、あるいは、環境問題で重要なことがかかわってきますから、むしろもう一回議論する場をつくって、それで考えるべきだと思います。私も野放しにすることは好きではありませんが、実際上は、施設問題で営業時間を規制するのは無理があるのではないかという意見でございます。

関会長 いろいろご意見が出ましたが、結局、問題が大きく捉えられてきた感じがします。営業の自由と公共の福祉といいますか、そこまで来ると議論も尽きないのですけれども、本件の諮問があった件につきまして、ご意見は大体出尽くしたと思いますので、第1番の諮問事項に関してはこの程度にさせていただきたいと思います。

次に、第2の諮問事項に移らせていただきます。内容について、事務局から説明してください。

篠田課長 資料の4ページをお開きください。第2の諮問事項、「プールの構造設備及び衛生措置の基準等について」でございます。

近年、プールにおいては、レジオネラ症の原因となるレジオネラ属菌の汚染の危険性が指摘されている。また、小児を中心としたプール熱（咽頭結膜熱）等の発生が大幅に増加

している。さらに、プール営業における企業間の合併等が進む中で、手続の見直しが求められている。これらの状況を踏まえ、プールの構造設備及び衛生措置の基準等について諮問する。以上が諮問事項 2 でございます。

それでは、資料の 8 ページをお開きいただきたいと思います。諮問事項 2 のご意見をいただきたい内容についてご説明させていただきます。「背景」につきましては、諮問理由と重複する部分もございますが、改めて詳しく申し上げます。近年、プールにおいてレジオネラ症の原因となるレジオネラ属菌の汚染の危険性が指摘されております。昨年の宮崎の公衆浴場において、レジオネラ症により多数の死者が発生した事件は記憶に新しいところでございますけれども、これに関連しまして、昨年度は、公衆浴場及び旅館におけるレジオネラ症防止対策について、この審議会でご審議いただきましてありがとうございました。

これに加えて、昨年から今年にかけて、小さい子どもを中心とした、いわゆるプール熱の発生が大幅に増加している現状がございます。今年の夏の新聞などでかなり報道されましたように、本年度のプール熱の発生件数は非常に多くて、裏のほうに発生件数も載せてございますけれども、今年は、10月12日現在の数字で、既に 1,144 件の発生が報告されております。これは、年の半ばで、過去 5 年間の平均の 2 倍以上となる数字でございます。これらの状況から、小さい子どもの利用する小規模のプール、そういったものも含めまして、プールに起因する疾病発生の防止対策を今回行いたいということでございます。

また、プール業界におきまして、近年、企業の吸収合併、いわゆる M & A が進んでおりまして、その中で、これら合併に係る手続の適正、簡略化も求められているところです。このような背景によりまして、プールについての基準のあり方についてご審議いただきたいと存じます。

現行のプール規制については、「東京都プール等取締条例」において基準を定めております。この条例は東京都単独でございます。適用地域は、都が直轄している多摩地域と島しょ地域でございます。区部には適用されておられません。しかし、23区では、それぞれ各区におきまして、荒川区ですと、荒川区のプール条例、あるいは、文京区ならば文京区プール条例といった形で、ほぼ同じようなプール条例を定めております。

こうした背景や現行の規制を踏まえまして、2の「プールの構造設備及び衛生措置の基準等のあり方」につきまして、事務局の考え方を説明いたします。こちらにも構造設備にか

かわるものですから、9ページで説明をさせていただきます。

まず、「プール水のレジオネラ症発生防止対策」でございます。温水プールにつきましては、レジオネラ属菌の水質基準に追加しまして、年に1回以上、レジオネラ属菌について水質検査を実施するようというものを盛り込んでどうかという提案でございます。水質基準と水質検査につきましては、隣の枠で囲ってございますけれども、ペーハー、濁度等の6項目の水質基準のほかに、水質検査につきましては、毎月水質検査をなささいといったものを規定してございます。その、現在の状況を、右側に矢印が二つありますが、上のほうは、室内にある温水プールにつきましてレジオネラ属菌が不検出な状態になるように、今回、規制を加えていきたいと考えております。下のほうは、学校ですとか、そういったところの、夏に開くような通常のプールについても上に付け加えてはどうかという提案でございます。

次に、「水位調整槽」の例と「還水槽」の例でございます。こちらは、水質を保持するための補助的なものといいますが、いわゆるレジオネラの防止策としまして、こういった施設も衛生管理をしなければいけないということで、今回、提案させていただいております。

上の水位調整槽ですけれども、これは、水位が下がったときに水を直接プールに入れる設備があるものはなかなかございませんので、一旦、サーモスタットといいますが、プールの水位が下がると自動的に水を補給するシステムになっております。また、下の還水槽というのは、プールからあふれた水を再利用するために、一旦ろ過してためて再度入れる形ですけれども、ここに黒く囲ってある水を補給する部分と、還水槽の例で言いますと、下にありますタンクの部分も清掃させないと、レジオネラの発生が防げないだろうということで、この部分についてきちんと維持管理させていきたいということが一つの提案でございます。

それから、次の10ページの水質基準の適用範囲でございます。これまで、水質基準の適用範囲は、この絵の中にありますように、50トン以上のプールにつきまして、水質基準や水質検査の対象としてまいりました。ところが、現在、大小様々なプールがございまして、例えばこの例ですと、小児用のプール、ジャグジーといったところが、これまでは規制の対象になっていなかったのですが、同一施設内の水質は同一にしたいというのが今回の提案でございます。

それから、3番目「経営許可（届出）対象外の施設で小規模な施設の扱い」ですが、保

育園とか幼稚園の小さいプールは、これまでは規制対象ではなかったのですが、こうしたところにつきましても、努力義務ということで水質を守ってもらおうというものでございます。

それから、4番目の「法人合併、相続等に係る承継手続」ですが、従来は、経営者が代わりますと、新たにもう一度手続をして新規の経営許可を取らなければならなかったということがございました。今回は、これを、承継手続のみで済ませたいという提案でございます。

内容につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

関会長 このレジオネラ菌の問題は、前回、特にお風呂とかそういう問題に関連して取り上げられて、これはその延長になるわけですね。

篠田課長 さようでございます。

関会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございますか。

〳野委員 最後のページに、東京都のプール熱の患者報告数があって、たくさん増えてきているということでしたけれども、今、この条例で扱うのは23区が入っていないということですよ。

篠田課長 そうです。

〳野委員 東京都の調査のこの数字は、23区も含めての数字になるわけですか。

事務局 この報告データは、感染症発生動向調査事業報告書によるもので、23区を含めた東京都全体のプール熱の患者報告数を取り上げたものでございます。

〳野委員 これを分けて見られますか。数字がサッと出ますか。

関会長 そういう数字は出ますか。

篠田課長 出すことが可能であれば、後でお届けいたします。

〳野委員 今回の条例の改正について特に反対はないのですけれども、こうやって上がっていくというのは、今のように年中入れるという条件ではないのですが、昔、私も夏は毎日のようにプールに入っている、あまりプール熱とかいうことは問題にできなかったかなと思います。こういうプール熱が増えた原因が、必ずしもそういう施設の問題だけではないかもしれないなと思ったものですから。子どもの免疫力が下がっていないのかしらという心配をちょっとしました。この条例に影響するわけではないのですが、これがまた来年上がっていくと、この条例の調査を増やさなければいけないという発想でやっていくと、どんどん調査ばかりが必要になってくるような結果につながっていかないかなと思ったも

のですから。

篠田課長 結局、水質が悪いと、いわゆるいろいろな病原菌が中に入っていることになるものですから、今回の改正によりまして、設備の清掃、消毒を徹底させます。特に小さいお子さんが多いので、保育園とか幼稚園とか、今までは全く規制がなかったところも、努力義務として、ある程度水質を一定に保ってもらおうということが今回の改正の理由です。プール熱がなぜ起こったかというのは、実は、原因がはっきりとはまだわかりませんので、少なくとも、私どもとしましては、衛生面で、極端なことを言えば、飲んでしまうことも多いわけですから、飲んでも平気な水で泳げる環境を作っていきたいということで、今回、こういった提案をさせていただいております。

佐藤会長代行 そうすると、プール熱の原因がレジオネラ菌だからという理由ではないわけですね。

篠田課長 はい、そうです。

石原委員 プール熱とレジオネラ症とは全く違う病気です。本当は、できれば、私どものようにプールを主体に営業している者から言うと、名前を変えてほしいんです。実は、「プール熱」という名前なので、みんなプールでうつると思っているようですが、プールだけではないんです。ただ、最初に発見されたのがプールだったので名前が「プール熱」になっているということです。

それと、今回の規制については、事前に東京都の方と私どもで何度かお話しさせていただいたのですが、簡単に言いますと、レジオネラ菌というのは大した菌ではありません。言い換えますと、ちゃんと水質管理をしておけば出ません。前と変わっているところで言いますと、実は、配管の中にビラビラとした紅茶キノコみたいなものができていますね。あれはバイオフィームで、細菌がそこにかたまるわけですが、これの配管洗浄を従来はあまり行っていなかったんです。それがレジオネラ菌発生の温床になるということで、検査と同時にその洗浄もやるように今はなっております。

ですから、このレジオネラ菌とかプール熱の結膜炎に関しては、きちんと水質の管理をしておけば、比較的弱い菌なので絶対に出ないんです。ただ、問題は、宮崎の件なども、簡単に言えば、オープンしてから1回も消毒したことがなかったことが原因になっています。ですから、僕などが思いますには、行政で条例化をされるときに、一律に、形式的に、お風呂のお湯は毎日捨てなさいということに今はなっているのですが、本当は、きちんとやっているところは捨てる必要がないわけです。どちらかという、性能がきちんとでき

ているかどうか、性能主義にさせていただくとありがたいというお話は今回しました。プールサイドに関しても、従来、プールサイドはプールと同じ扱いになっていたものを、お風呂と同じ扱いにして検査をきちんとしましょうということを決めました。それは、どちらも同意していることなので、いいのではないかと思います。検査はすべきだと思います。

関会長 プール熱の正式な名前は何ですか。

篠田課長 正式名称は「咽頭結膜熱」です。

関会長 ほかに何かございますか。

佐藤会長代行 素朴な疑問として、主に疑われる菌があるとしたら、本当はそっちを検出するという方法もあるのではないかと思うのですが、そういうことは考えていませんか。

事務局 咽頭結膜熱というのは、アデノウイルスということはもうわかっております。そして、今、石原委員が言われましたように、プールの場合には 0.4mg/l という塩素濃度を確保することになっておりますが、これをきちんと管理できれば、その感染を防ぐことができるのではないかと考えております。そのようなことから、従来は水質基準の対象となっていなかった小さなプールにも対象とすることによって、このプール熱の発生を抑えることが可能になるのではないかということで、今回提案させていただいております。

それから、追加させていただきますと、これは「プール熱」と申し上げておりますが、プールでうつったというケースがあるものですから「プール熱」と呼ばれているものの、その他の接触等の中で、例えばタオルを共用したといったことによっても感染が広がっていくということもございます。

先ほどの点も追加して説明させていただきました。

石原委員 現実的に、夏の間はプールなども含めて、保育園とか幼稚園に、実は管理の専門家と言いますか、管理できる方がいないんです。ですから、その辺は逆に、殺菌装置やそういうものを理解されるか、簡単に言えば、塩素の錠剤を入れるだけでもいいのですが、それがきちんと行われているかどうか。

事務局 今、石原委員が言われましたように、今回の条例で、そういう小さなプールにも努力義務は課せられますと、例えば、講習会等にお呼びして、こういう管理をしてください、こういう注意をしてくださいというお話をしたり、あるいは、現場に来て指導してくださいというお話があれば、現場にも行って指導をすることによって、そういう効果を上げる指導ができるのではないかと考えております。

関会長 ほかに何かご意見ございますか。

小林委員 素朴な質問をさせていただきます。

この条例につきましては、多摩市とか島しょですよ。23区につきましては、各区の条例だということをおっしゃいました。そのときは、都でこのように決めたことが先例になって、区がこれを見習うということになるのでしょうか。それとも、全く別の動きをするのでしょうか。

事務局 今言われましたように、今回審議いただいておりますのは東京都の条例でございます。先ほどの説明のように、23区にはおのおの条例がございます。これにつきましては、各区の担当者に、検討をするときも加わっていただいていることがあるのですけれども、担当の方に打診したところ、各区とも都と同様の改正を検討していると聞いております。

関会長 条例の管轄事項というのは同じですか。重なっているんですか。

事務局 はい。東京都の場合、多摩と島しょだけがこの条例が該当する地域となります。23区は、1区ごとに該当する区の中だけに適用する条例が決められてございます。

関会長 特別区は特別区の条例でやり、多摩地区のほうは東京都条例だと。

事務局 そうです。

関会長 わかりました。

ほかに何かございますか。

それでは、議論も尽きたようでございますので、この辺で、第2番目の諮問についての審議を終わらせていただきたいと思います。

以上で2点についての審議が終了いたしましたので、これまで審議いたしました各諮問事項の内容につきまして、知事への答申案として、健康局技監に手渡したいと思っております。なお、正式な答申につきましては、皆様からいろいろ貴重なご意見をいただいておりますので、それを反映させた形で、審議会後にまとめまして、先生方にお送りさせていただきたいと存じます。

それではよろしゅうございますか。

野委員 先ほどの1番の喫煙所の件ですけれども、全館禁煙を94の施設が希望していると言われていまして、そちらの方向だということでしたが、映画館などでは、喫煙がいいとは言わないけれども、ゼロにはならないのではないかと考えています。個人の嗜好ですから、それを、悪いことのように扱うのもどうかと思いました。どちらかという、施設にそういうものを取り付ける業界の負担がありますよね。喫煙できるようにすると設

備に費用をかけなければいけないとなると、全館禁煙にしてみようという方向に動くことで、利用者間の公平を守れるかしらということを感じるので、分煙の設備をもう少ししっかりしていただくことによって、危害をこうむらないようにしてほしいという思いがあります。

答申からは外れますけれども、設備に負担がかかれば業界は設置しない方向へ行くけれど、利用者にはいろいろな方がいるわけですし、利用者にとってどうなのかなと思ったので、それを付け加えさせていただきたいと思いました。

関会長 事務局からコメントありますか。

篠田課長 今回の喫煙の関係ですと、原則はすべて付けておかなければならないということはそのまま堅持いたしますけれども、施設の形態等によって、付けなくてもいいことは、但し書といいますか、そういうことも選択できる形の今回の提案でございますので、基本は、喫煙場所を設置することになっております。

関会長 ほかに何かございますか。

小林委員 手続に関して、今から答申書を渡されるわけですか。

関会長 答申案です。

要するに、最終的なものは、今いただいたようなご意見を反映させた形で、審議会後まとめさせていただきます。

小林委員 それは我々も読めますか。

関会長 そうです。お送りいたします。

谷村委員 それではちょっと理解できないです。

小林委員の問題提起について、議論をされましたよね。議論はつくしたと。

関会長 私としましては、一応議論を尽くしていただいたので、大方のご賛同を得たのではないかと考えております。細かいいろいろな点がございますから、それは任せていただけないかということです。

谷村委員 さっきの営業時間の規制については、どのようなまとまりになったのでしょうか。この審議会としての合意はどうなったのかということが確認されないまま答申案が渡されるというのは、とても理解できません。

関会長 どうですか、その辺ちょっと説明してください。

篠田課長 今回の審議会のご意見につきましては、私どもとしましては、これからいろいろな作業をするのですが、関係する部署と十分に調整してまいりまして、それで答申案

といいますか、そういったものをきちんと固めていきたいということです。もちろん、その後で先生方にお送りさせていただきたいと思っております。

関会長 今日渡すものは「答申案」ということですね。

篠田課長 そうです。

谷村委員 おかしいですよ。答申案をお渡しするのに、その答申案すら見ないで、答申案が渡されましたというのは、手続上おかしいのではないですかと小林委員が問題提起されていることについて、きちんと 。私も理解できません。

篠田課長 こちらがいただきます答申案は、現在お配りしてある「次第」に付いている諮問内容とほぼ同様の内容のものを「答申案」としていただきたいということでございます。

谷村委員 それもまた変ですよ。ここに配られているものは諮問事項であって、この諮問事項に対してどういう答申をするかという案を、これからお戻しになるのではないですか。

石原委員 私どもスポーツ施設は、営業時間とかのそういった規制はないんです。ただし、営業時間が、最近では、12時とか1時、2時までやっているスポーツクラブが多く、住宅地の場合ですと地元説明会で同意を得ることを申請時に言われます。先ほど言われていたようなことから言うと、地元の同意を得るみたいなことが、建築基準法であるのか何であるのか知りませんが、原則的には、営業時間は外したらいいと思います。規制緩和の視点から言うと。

ただし、地元でそういう話があるのであれば、地元説明会なりをして、同意を得られればいいわけです。でも、実際、一部量販店などで非常にもめているものは、説明したらよけいにまずいですね。

谷村委員 そのことについて、答申案はどうなったのか 。

田村委員 答申案は大体まとまって、今説明しようと思ったわけでしょ。そうじゃないんですか。

谷村委員 渡そうとしていたんですよ。

関会長 私としては、営業時間その他いろいろ問題はあるけれども、私の考えを申し上げたのですが、要するに、今の法体系はかなり縦割りになっていて、その中間のところはなかなか難しい。だから、今この場で、この健康局の問題をすっぱりと解決することはできないのではないか、これは今後の課題ではないかという意味で私はまとめたつもりでし

た。

谷村委員 それで、答申案の内容は、そうなっているんですか。

関会長 細かい点は私にお任せいただきたいと。その方向でまとめますので。

浅井委員 そこは、答申案を会長の責任で出した後、私たちのところへ一回来るわけでしょ、それで文句があったら言えばいいわけでしょ。

関会長 そうです。

浅井委員 そういうことなんです。それを提案しているわけです。

田村委員 技監の方がそこで読み上げようとしたわけでしょ、そこで。そうではないんですか。

小松参事 事務局の下手際で紛糾してしまいまして申し訳ございませんでした。営業時間に関しまして、委員の皆様のご意見が分かれておりますので、本日、答申案は預かりということにさせていただきたいと思います。

営業時間につきまして、はっきり申しまして、用途地域の制限がありますので、住宅街に興行場が建つことはありません。営業時間の制限のない他県もそれなりに対応されていると思います。ただ、その辺のご説明が本日十分にできないという下手際がございまして、申し訳ございませんでした。その辺の資料も付けまして、また、委員の皆様方にご説明をさせていただいて、最終的にまた後日答申案をいただくという形ではいかがでございましょうか。

野委員 住宅街に建たないということはないですよ。準工地域と言われていたところにマンションがどんどん建ってきて、結構住宅並みになっているんです。準工の規制はすごく緩いので、パチンコもあれば映画館もあるんです。

小松参事 その辺の制度はきちんと調べまして、委員の皆様にもご説明をさせていただきたいと考えております。それらも踏まえまして、答申案をいただきたいと思います。

関会長 それでは、本日のところは答申案保留ということによろしいですか。

田村委員 まとめたものが各委員に渡るわけですか。

小松参事 そういう資料を付けまして、まずお渡しして、ご意見の相違があれば案をいただきたいということではいかがでしょうか。

田村委員 そうすると、個人的になってしまうわけですね。いいじゃないかとか、これはまずいとかいう問題が出てくる。そういう問題が出たら、どうなりますか。

小松参事 その辺は、またご意見をちょうだいしまして、最終的にやりとりをさせてい

ただいてまとめていければと考えております。

田村委員 個人的にですか。

小松参事 ご意見をいただいて、またそれをフィードバックしてまとめていければと思っております。

関会長 それが、相当食い違いが多ければ、もう一回やらなければいけないのではないですか。

小松参事 その辺も検討させていただきます。

田村委員 もう一回やらないとまずいと思いますよ。個人的にやりとりしたのでは。

関会長 そうですね。調整していただいて、食い違いがなお顕著にあるということでしたら。

田村委員 食い違いがあるんですからね。あちらの先生はいいと言うし、こちらでは悪いと言うし。

浅井委員 そういうことで営業時間を規制するのは、ほかの法律体系との関係で矛盾も出てくるし無理があるということを行っているのであって、どっちがいいか悪いとかいうことではないです。

関会長 なかなか難しい問題もあって、ぴたりと一致するに至らず、ご意見もあるようですので。

小林委員 別にみんなが一致する必要はないんです。違ったら違ったで、それは一つの答申ですから。それは最終的には条例ということになるでしょうけど、最終的には議会で諮っていくわけですから、ここは別に無理してまとめる必要はないと思いますよ。

会長の仕事として、最大公約数的なところはまとめていくということは、当然、審議会だから方向性としてはありますが、無理やり調整する必要はないと思います。意見は意見として、今の高速道路民営化でも両論併記という形もあるし。無理にまとめる必要はないと思います。いろいろな意見があって、逆にそのほうが審議会としてまともだと思います。

関会長 確かに、両論併記という点もありますし、一応やってみないとわからないですけど、これからご意見が何かあれば伺って。

小林委員 最終的には、その条例をつくる人が、その答申を受けた人がそれをどう判断するかですからね。

石原委員 でも、姿勢は、営業時間の撤廃に関しては、皆さんあまり反対なさっていないですよ。先ほど浅井さんも言われたように、文化的なことも含めて。ただ、そのとき

に近隣と摩擦が起こったらどうするかということで、それはこういうことで解消する道があるということが求められているということで答申するんじゃないですか。その求められている解消策が何かというのは、ここでやるのか、別のところできちんとそれを明記しておくか何かで、それはカバーできますよということ。

小松参事 ここで確認させていただきたいのですけれども、最終的な答申案は、小林委員からありましたように、最終的にまとまらなければ両論併記なりの方式でも委員の皆様方はよろしいかどうかということが1点でございます。

あと1点、本日問題になりましたのが営業時間で、休憩時間につきましては問題ないだろうというご意見をいただきましたので、営業時間のところだけでよろしいでしょうかということを確認させていただければと思います。

谷村委員 その前に、私が問題提起させていただいたのは、答申案の内容すら委員に確認しないで、それが渡されようとしたところに問題があるということを申し上げているわけです。営業時間の問題も、両論併記であろうとあるまいと、それは形としては構わないです。去年の本審議会においても、たまたま小林委員からご指摘がありましたけど、最初から答申案が配られていたということについて、こういう審議会のあり方はいかなるものかという問題提起があって、以降は気をつけますというお話でまとまったかと思いますが、今回も何ら確認なしで答申案が渡され、その後、確認をして答申するみたいなことでは、審議会の進め方としてあまりにもおかしいと思います。そこは確認していただいた上で、両論併記とかそうではないとかいうお話に進めていただくのはいいと思いますけど、今後の審議会のこともありますので、確認をお願いします。

田村委員 もう一つ。恐らく、これだけの委員の方が、こういう場合は全部がよろしい、こういう場合は全部が悪いということはないと思います。ですから、ある程度はそういうところでまとめないと、いつになってもまとまりませんよ。1人が2人が反対しているからだめだということでは、審議会としてもまとまらない。委員の意見は大事で、どんな意見でもいいのですが、それをまとめるときに、あくまでも反対だからどうのこうの言っても、ある程度、皆さんの常識も必要だし、大多数の人がよければいいのではないかと、こんな感じもあると思います。

ですから、そういうことは、ひとつ会長にしっかりやっていただいて。

関会長 わかりました。確かに、やや唐突というか、先に事務局の答申案みたいなものが出て、これでやってください式になってしまったので大変失礼をしたかと思います。そ

の辺、答申案の事務局の考え方が今日示されて、説明もされたわけですから、それを見ていただきまして、それでご意見があれば、事務局のほうで調整していただいて、再度開くか、調整した上で両論併記にするか、いろいろなやり方があると思いますが、それをしていただけませんか。

小松参事 はい。今、会長がおっしゃられたとおりにさせていただきたいと思います。

それから、先ほどの今年の点も踏まえまして、私どもの進め方が十分ではなかったことをお詫び申し上げます。

小林委員 個々に調整しないで、もう一回やってくださいよ。もう一回やる前の個々の調整はもちろん構いませんけど。我々が、どこでどう調整されたのかわからないのではまずいですから、調整は構いませんが、案文でもう一回やってもらわないと、知らないところで答申がされる形になるじゃないですか。

長岡技監 いろいろとご面倒をおかけして申し訳ございません。この審議会は、知事の諮問機関でございますので、私どもが知事提案をするときに、基本的な考え方をまとめる一番大事なご意見と考えております。その知事提案について、また議会のほうでご意見をいただくという形ですので、できれば、審議会としては、両論併記ではない形で方向性を出していただければ、私どもとしては知事提案をするときに大変ありがたいと思っております。

そういう点で、今回だけの審議会で不十分ということであれば、先生方には大変お忙しい中ではありますが、今日のまとまった部分と、まとまらない部分について、もう一度はっきり分けて、どの部分についてもう一度この審議会のご意見を聞きたいかという形をはっきりさせて、再度会議を開かせていただければ、と思っております。

佐藤会長代行 何度やっても、答申案がその場に出るかどうかという問題がありますので。私がほかでやっている審議会では、5分、10分休憩して、その間にワープロで打って、これが答申案ですと渡すことで大体終わるので、そのように、少し休憩を置いてから答申案を配るということではできないのでしょうか。

今日もまだ時間がありますので、ワープロさえあればそんなに難しいことではないと思います。両論併記なり、あるいは、まとまるならまとまるで、そう難しいことではないと思います。

谷村委員 そもそも案すら見ていないんですからね。

佐藤会長代行 これからつくってもらえばいいでしょう。

田村委員 これからつくるといいうのも大変でしょう。

関会長 それでは、ここで10分ぐらい休憩して、その間に 。

田村委員 その間にできればいいけど、できないものを待っていてもしようがないですから。

関会長 どうですか。できますか。

篠田課長 それでは、45分までお時間をいただいてよろしゅうございますか。

関会長 それでは、45分に再開するというので、休憩いたします。

( 休 憩 )

関会長 それでは、再開させていただきたいと思います。

先ほどは、会長である私の進行の下手際でいろいろとご迷惑をかけまして、大変申し訳なく思っております。

今、事務局とも相談いたしました。今までの大方のご意見を承っておりますと、営業時間の点についても、それ自体に絶対反対という方はおられないわけです。ただ、地域によっては、そのことで混乱が生ずるとか、不安が生ずるとか、これは何とかできないかというご意見がございました。

そこで、お手元に配付してあります諮問事項1の別紙1が案ですけれども、それをご覧いただきたいと思います。その一番下の行、(3)として「営業時間等の制限の撤廃」というものがございます。ここに、「営業時間及び休憩時間の制限を撤廃する必要がある。」で終わっていたのですが、その後、次のように付け加えたいと思います。「なお、営業時間については、地域環境への十分な配慮を行うよう事業者を指導すべきである。」と付け加えたらいかかと思っておりますが、いかがでしょうか。

まだ打ち込んだものが間に合わなくて、読み上げだけで申し訳ないのですが、いかがでございましょうか。

これでよろしければ、このような答申案にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

谷村委員 素朴な疑問として、要するに、これが答申案だったわけですか。

関会長 答申案は今言ったように変わって、その答申案をご了承いただきたいということですが。

池田委員 この「諮問事項」を「答申案」に書き換えるということですか。

関会長 そうですね。これが諮問事項1に対する答申案ですね。

谷村委員 この2番以降が答申案だったわけですか。

関会長 5ページの右肩に「諮問事項1(別紙1)」とございますが、その一番下の行を今直しました。

谷村委員 答申案というのは、この5ページが、もう答申案として書いていたわけですか。

関会長 はい。

いかがでしょうか、よろしゅうございますか。

池田委員 この「諮問事項」を「答申案」に書き換えればいいわけですね。

関会長 それでは、そういうことをご了承いただきたいと思います。

よろしゅうございますね。

それでは、ご承いただきましたので、今直した答申案、これがまだ出来上がっていないので具合が悪いのですが、どうしましょうか。それをお手渡ししましょうか。それとも、できてからにしますか。

長岡技監 いただいてよろしいでしょうか。

関会長 お差し支えなければ、そうさせていただきます。

(答申案手交)

関会長 直したものは、後からお送りいただけるわけですか。

長岡技監 各委員の皆様には後ほど郵送させていただきますので、ご承いただきたいと思います。

関会長 それでは、申し訳ないのですが、間に合わないので、今読み上げたそのとおりのものをお送りしたいということですので、それでよろしいでしょうか。

谷村委員 答申案の決定はどこでなされるわけですか。

関会長 今、方針についてご了承を得たわけで、細かい点でご意見があれば、また事務局におっしゃっていただきたいと思います。

谷村委員 手続論として、私もよく理解できないのですが、「答申案」が本来ここで出されて、これで了承されて「答申」になるわけですね。答申の文になるわけですね。答申案が技監に今渡されて、その答申案が決定されるという手続はどのような形を踏まれるのですか。

長岡技監 答申の最終的な細かいところが詰まっておりませんので、それについては整理をさせていただきます。基本的に一番問題があった部分については付帯事項を付けて

いただくということで大方の了解を得たと考えております。それでもう一度、今日の「てにをは」も含めまして、会長と連絡して、そして委員の先生方にお諮りして、最終的に良いかどうかのご決定いただいてから答申という形にさせていただきます。

谷村委員 それは、持ち回りです承するということですか。

長岡技監 はい。

関会長 細かい点、「てにをは」等については、会長と事務局にお任せいただけるとありがたいということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、本日予定していた議事はすべて終了いたしました。委員の皆様方には、長時間にわたってご審議をありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

長岡技監 長い時間、大変ご活発なご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。興行場について、専ら私どもは衛生的な面からの視点で対応しておりましたが、やはり、社会的にも地域の中で、どうやって住民に支持されながら営業をやっていくかという面も大事であるにご指導いただきましたので、今後とも、そういった指導等を行っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

篠田課長 どうもありがとうございました。

これをもちまして本審議会は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後3時54分閉会)